にっぽうニュース

（令和7年9月8日）

① 特許権の回復

（1）維持年金の納付期限

第1～3年分の特許料	特許査定謄本送達日（発送日）から30日以内に納付
	納付期限までに期間延長請求することで30日延長可
	期限までに納付しなかった場合、出願が却下され、登録されない
第4年分以降の維持年金	その年分が始まる前（第4年分の場合、登録日から3年後）までに納付
	納付期限を過ぎてから6ヶ月までは特許印紙を倍額で追納可能
	追納期限までに納付しなかった場合、元の納付期限に遡って権利消滅

（2）維持年金の追納期限の徒過が故意によるものでない場合

提出書類	回復理由書（特許印紙 212,100円）
	特許料納付書（徒過した年分の維持年金＋同額の割増料を納付）
	特許料納付書（徒過していない年分の維持年金も納付し続ける）
	委任状（代理人に依頼する場合）
提出期間	期間徒過に気づいた日から2ヶ月以内
	追納期間を過ぎてから1年を超えると回復申請できない
故意と判断される例	権利を維持しないと判断したが、追納期限の徒過後に維持するように方針転換
認められない場合	却下理由が通知されて弁明の機会が与えられる
	弁明も通らなかった場合、手続却下処分になり、印紙代の返還請求可

（3）手続者に不責事由がある場合

提出書類	回復理由書（特許印紙は免除）
	証拠書類（罹患証明書など）
	特許料納付書（徒過した年分の維持年金は納付、割増料は免除可）
	特許料納付書（徒過していない年分の維持年金も納付し続ける）
	委任状（代理人に依頼する場合）
提出期間	手続が可能となった日から2ヶ月以内
	追納期間を過ぎてから1年を超えると回復申請できない
不責事由の例	新型コロナウイルス感染症の影響
認められない場合	却下理由が通知され、弁明も通らない場合、手続却下処分

こちら特許部

NIPPO 日峯（ニッポウ）国際特許事務所

〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル3F

ご質問やご相談を承ります。
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

☎ 029-228-5622

✉ info@nippo-patent.jp